

HEADLINES

宅配ボックス設置で  
物件価値向上

収益アップへの起爆剤 12

今の時期だから知っておきたい

教育費・仕送り・お祝い金と贈与税の関係 木村聡子 5

税務・会計の集中ゼミナール 浦野広明

税務の争いの仕組みと予防 9

報われなかった販路拡大 城所弘明

スペインと交渉した支倉常長の戦略 10

日銀総裁就任1年 高橋洋一

懸念は金融機関重視の政策 11



遺言書  
遺言書は、次の不動産、預貯金、有価証券等を  
「遺言人」が死亡したとき、この遺言書に  
記載された通りに相続させることとする。  
（民法960条）  
遺言書は、次のとおり作成する。  
①遺言人は、20歳以上で、かつ、  
②遺言は、2024年1月1日以後に  
作成するものとする。

また、家族が入力作業を代行してもよくなったわけだ。できあがった財産目録や通帳コピーなどの添付書類には本人が署名捺印するだけで問題なしとなった。制度の緩和が影響したのか、都内の行政書士は「認知症が心配な人や、相続の大変さを意識した人が、きちんと遺言書を残したいと考えるケースが増えている」と話す。そして20年7月には法務局が自筆証書遺言を

保管する制度がスタート。自筆証書遺言を法務局に預けられるようになった。これまで自筆証書遺言は自宅の机や金庫などで保管するしかなく、第三者に改ざんされたり、紛失したりされたりするリスクが常につきまとい続けた。だが、保管制度が始まったことで、法務局が遺言の存在と内容の真正性を担保してくれるようになった。

しかし、保管制度がスタートして4年近くが経過し、おぼろげながら課題も見えてきた。それは「保管制度ができたから、自筆証書遺言の作成が楽になったと考えているひとが多い」（前出の行政書士）ということだ。自筆証書遺言は自宅で作るが、その魅力が分だけ、内容が分からない、起り、トラブルの世も「遺言か」「その内容が」「遺言を」「遺言を」

い。後になってトラブルが生じる可能性は否定できないのだ。「法務局は内容について一切関与してくれない。これを意外とわかっていないひとが多い。法務局職員は、遺言についての相談には応じない。遺言書の内容によって紛争が起きたとしても、法務局が巻き込まれることがないようにするため、質問を受けた場合でも回答をしないといった統一したルールがあるようだ」（前出の行政書士）。現に、法務省のサイトにも「遺言書保管所においては、遺言の内容についての質問・相談には応じることができません」と明記されている。

自筆証書遺言で争いになる多くのケースでは、遺言者本人が作成時点の自分の意思で書いたかどうか問題となる。公正証書遺言は、公証人が本人確認と意思確認を行ったうえで作成されるため、意思能力の担保がなされるが、自筆証書遺言にはそれができない。法務局が保管してくれるといっても筆跡鑑定などをするわけではない。本当に本人が書いた遺言書なのか、法務局職員は一切確認しないことを認識したうえで、利用を検討したい。

お知らせ。  
次号3821号は「5月6日付」（4月25日印刷）で発行します。

低コストで利用広がる

自筆証書遺言の  
保管制度

自筆証書遺言の仕組みが大きく変化している。2019年1月から自筆証書遺言に添付する預貯金や不動産、負債などの「財産目録」は、ワープロやパソコンによる作成が認められるようになった。そして20年7月からは自筆証書遺言の保管制度がスタートした。1件につき3900円の手数料で法務局が遺言を保管してくれるこの制度は、間違いなく紛失・改ざんリスクを減らせる仕組みだ。当然、「争族」トラブルを減少させる効果が期待されている。だが、法務局に保管されたからといって、その遺言書の法的効力が担保されるわけではない。低コストで利用が広がる自筆証書遺言の保管制度について調べてみた。

預金などの「財産目録」が長文になる場合、誤字や脱字といったミスも起きやすかった。このため2019年1月から自筆証書遺言の作成方式が緩和された。「財産目録」はワープロやパソコンでの作成が認められるようになった。さらに預金通帳のコピーや不動産登記事項

証明書などを添付して財産目録とすることが可能となり、遺言作成の負担が大幅に減った。ワープロやパソコンの使用が認められたことで、家族が入力作業を代行してもよくなったわけだ。できあがった財産目録や通帳コピーなどの添付書類には本人が署名捺印するだけで問題なしとなった。制度の緩和が影響したのか、都内の行政書士は「認知症が心配な人や、相続の大変さを意識した人が、きちんと遺言書を残したいと考えるケースが増えている」と話す。そして20年7月には法務局が自筆証書遺言を

保管する制度がスタート。自筆証書遺言を法務局に預けられるようになった。これまで自筆証書遺言は自宅の机や金庫などで保管するしかなく、第三者に改ざんされたり、紛失したりされたりするリスクが常につきまとい続けた。だが、保管制度が始まったことで、法務局が遺言の存在と内容の真正性を担保してくれるようになった。

しかし、保管制度がスタートして4年近くが経過し、おぼろげながら課題も見えてきた。それは「保管制度ができたから、自筆証書遺言の作成が楽になったと考えているひとが多い」（前出の行政書士）ということだ。自筆証書遺言は自宅で作るが、その魅力が分だけ、内容が分からない、起り、トラブルの世も「遺言か」「その内容が」「遺言を」「遺言を」

い。後になってトラブルが生じる可能性は否定できないのだ。「法務局は内容について一切関与してくれない。これを意外とわかっていないひとが多い。法務局職員は、遺言についての相談には応じない。遺言書の内容によって紛争が起きたとしても、法務局が巻き込まれることがないようにするため、質問を受けた場合でも回答をしないといった統一したルールがあるようだ」（前出の行政書士）。現に、法務省のサイトにも「遺言書保管所においては、遺言の内容についての質問・相談には応じることができません」と明記されている。

自筆証書遺言で争いになる多くのケースでは、遺言者本人が作成時点の自分の意思で書いたかどうか問題となる。公正証書遺言は、公証人が本人確認と意思確認を行ったうえで作成されるため、意思能力の担保がなされるが、自筆証書遺言にはそれができない。法務局が保管してくれるといっても筆跡鑑定などをするわけではない。本当に本人が書いた遺言書なのか、法務局職員は一切確認しないことを認識したうえで、利用を検討したい。

遺言書には本人が自筆で作成する「自筆証書遺言」と、全国約300カ所の公証役場で公証人によって作られる「公正証書遺言」、そして内容を秘密にしたまま公証人に遺言の存在を証明してもらった「秘密証書遺言」の3種類がある。このうち「自筆証書遺言」の仕組みがこの数年で大きく変化した。自筆証書遺言は、煩雑な手続きが不要で気軽に作成できるが、これまで遺言書やそれに添付する財産目録については「全文手書き」が義務付けられていた。誤字や脱字はもちろん、読めない文字があっても無効とされるため、自筆で遺言書を書くのは煩わしいとされてきた。不動産や株式、

とで、家族が入力作業を代行してもよくなったわけだ。できあがった財産目録や通帳コピーなどの添付書類には本人が署名捺印するだけで問題なしとなった。制度の緩和が影響したのか、都内の行政書士は「認知症が心配な人や、相続の大変さを意識した人が、きちんと遺言書を残したいと考えるケースが増えている」と話す。そして20年7月には法務局が自筆証書遺言を

3900円の手数料で半永久的に保管

必要がなくなるというメリットも挙げられる。また、相続人のうち1人が閲覧した時点で他の相続人にも遺言書の存在についての通知がなされるため、特定の相続人しか遺言を読めないというトラブルも発生しない。公正証書遺言では、公証人の立ち会いのもと、遺言書を読み上げてハンコを押すことになる。財産の規模にもよるが、費用は数十万円から、場合によっては100万円以上かかる場合もある。その点、自筆証書遺言の保管にかかるコストは1通につき3900円で、コストはその都度かかるものの、後からの変更も可能だ。

しかし、保管制度がスタートして4年近くが経過し、おぼろげながら課題も見えてきた。それは「保管制度ができたから、自筆証書遺言の作成が楽になったと考えているひとが多い」（前出の行政書士）ということだ。自筆証書遺言は自宅で作るが、その魅力が分だけ、内容が分からない、起り、トラブルの世も「遺言か」「その内容が」「遺言を」「遺言を」

い。後になってトラブルが生じる可能性は否定できないのだ。「法務局は内容について一切関与してくれない。これを意外とわかっていないひとが多い。法務局職員は、遺言についての相談には応じない。遺言書の内容によって紛争が起きたとしても、法務局が巻き込まれることがないようにするため、質問を受けた場合でも回答をしないといった統一したルールがあるようだ」（前出の行政書士）。現に、法務省のサイトにも「遺言書保管所においては、遺言の内容についての質問・相談には応じることができません」と明記されている。

自筆証書遺言で争いになる多くのケースでは、遺言者本人が作成時点の自分の意思で書いたかどうか問題となる。公正証書遺言は、公証人が本人確認と意思確認を行ったうえで作成されるため、意思能力の担保がなされるが、自筆証書遺言にはそれができない。法務局が保管してくれるといっても筆跡鑑定などをするわけではない。本当に本人が書いた遺言書なのか、法務局職員は一切確認しないことを認識したうえで、利用を検討したい。

い。後になってトラブルが生じる可能性は否定できないのだ。「法務局は内容について一切関与してくれない。これを意外とわかっていないひとが多い。法務局職員は、遺言についての相談には応じない。遺言書の内容によって紛争が起きたとしても、法務局が巻き込まれることがないようにするため、質問を受けた場合でも回答をしないといった統一したルールがあるようだ」（前出の行政書士）。現に、法務省のサイトにも「遺言書保管所においては、遺言の内容についての質問・相談には応じることができません」と明記されている。

自筆証書遺言で争いになる多くのケースでは、遺言者本人が作成時点の自分の意思で書いたかどうか問題となる。公正証書遺言は、公証人が本人確認と意思確認を行ったうえで作成されるため、意思能力の担保がなされるが、自筆証書遺言にはそれができない。法務局が保管してくれるといっても筆跡鑑定などをするわけではない。本当に本人が書いた遺言書なのか、法務局職員は一切確認しないことを認識したうえで、利用を検討したい。

続きは本紙をご覧ください。

に保管

自筆証書遺言で争いになる多くのケースでは、遺言者本人が作成時点の自分の意思で書いたかどうか問題となる。公正証書遺言は、公証人が本人確認と意思確認を行ったうえで作成されるため、意思能力の担保がなされるが、自筆証書遺言にはそれができない。法務局が保管してくれるといっても筆跡鑑定などをするわけではない。本当に本人が書いた遺言書なのか、法務局職員は一切確認しないことを認識したうえで、利用を検討したい。